

五泉市立山王中学校いじめ防止基本方針

H26・4・1策定

1 いじめ防止等全体に係る内容

【 いじめの定義 】

「いじめ」とは、
「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」
とする。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(1) いじめ防止のための取組

① 方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

② 具体的な取組内容

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自他共に尊重する心を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権講演会・人権作文等を実施する。

③ 年間計画

- | | |
|-------|--------------------------|
| 5月 | 人権講演会（人権教育担当） |
| 5月～7月 | 1年生人権作文（人権教育担当） |
| 6月 | 全校生徒会活動（体育祭結団式・生徒会担当） |
| 9月 | 体育祭 |
| 10月 | 全校生徒会活動（山王祭・生徒会担当） |
| 2月 | 全校生徒会活動（部活対抗クイズ大会・生徒会担当） |
| 通年 | 生徒の自己肯定感を高める道徳の授業を実施する。 |

(2) 早期発見・早期対応の在り方

① 方針

- ア 県民運動として行っている「いじめ見逃しゼロ県民運動」を受け、弱い者いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 日常的に、生徒の言動を注視し、疑わしい兆候が見られたら、即時に対応する。

② 具体的取組内容

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- 生徒対象いじめアンケート
- 生活ノート「足あと」の点検
- 保護者対象の学校評価
- 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

③ 年間計画

- | | |
|----------------|-------------|
| ○生徒対象いじめアンケート | 毎月1回（月末） |
| ○生活ノート「足あと」の点検 | 毎日 |
| ○保護者対象の学校評価 | 年2回（7月、12月） |
| ○教育相談の実施 | 年2回（5月、11月） |

(3) いじめに対する措置

① 方針

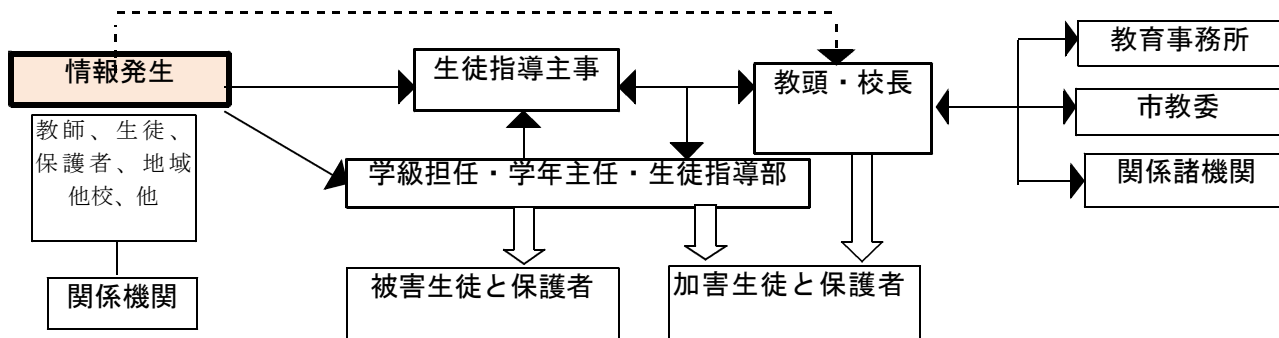
いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに管理職へ報告するとともに、事実の有無の確認を行う。その際、いじめを受けた生徒の安全への配慮を念頭におき、対応する。

② 具体的な取組内容

ア いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

イ 「いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要がある」と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習を行わせる措置を講ずる。

ウ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。



(4) 教育相談体制

① 方針

生徒一人一人の気持ちを尊重し、教師がしっかりと受け止めて理解を深める。

② 具体的な取組内容

ア 日常の教育相談

生活ノート「足あと」、「いじめアンケート」や日常の様子を随時観察し、随時行う。

イ 特設の教育相談

一学期と二学期に、相談旬間として全校体制で行う。

(5) 生徒指導体制

① 方針

- ア いじめを見逃さず、早期発見・即時対応。
- イ 保護者、地域や関係機関と連携し、取り組む。

② 具体的な取組内容

- ア 授業、休み時間における校内巡視。
- イ 月に1回の「いじめ防止アンケート」を実施。
- ウ 報告、連絡、相談の徹底と情報の共有（生徒指導部会、運営委員会、職員会議）

(6) 校内研修

① 方針

- ア 生徒の変化を見逃さず、早期発見・即時対応。

② 具体的な取組内容

- ア 生徒理解研修（4月、5月）
- イ 年度途中に生徒に変化が見られた場合はその都度、職員会議で情報を提供し、生徒理解に努める。
- ウ 必要に応じて個別支援委員会（ケース会議）を設ける。（不定期）

(7) 点検・見直し

① 方針

より実効性の高い取組を実施するため、この基本方針について「いじめ防止等の対策についての組織」（第22条の組織）で点検し、必要に応じて見直す。

② 具体的な取組内容

P D C A サイクルによる評価を行う。

③ 年間計画

- 第1回学校評価に合わせて評価（7月）
- 第2回学校評価に合わせて評価（12月）

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成

① 組織

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 当該学級担任
 教育相談担当 特別支援教育コーディネーター 養護教諭 スクールカウンセラー

② 全体図

